

農地法第4条・5条届出に必要な添付書類

大網白里市農業委員会

No.	種類	部数	備考
1	届出書	1	
2	全部事項証明書（登記簿謄本）	1	現に効力を有するもの
3	案内図	1	縮尺1/10000程度の白図又は動態図
4	公図	1	当該農地及びその周辺
5	農地法第18条解約通知書	1	借受人がいる場合
6	土地に関する証明	1	仮換地未実施の場合
7	仮換地使用収益開始通知書	1	仮換地実施済の場合（写し）で構いません
8	仮換地指定通知書	1	
9	仮換地図	1	
10	その他		
11	法人 法人団体の登記事項証明書 法人団体の定款又は規約	1	いずれか一つを添付（譲受人又は借受人）
12	農業委員会が必要と認めるもの		土地利用計画図等
13	委任状		代理人による届出の場合

届出書作成上の注意事項

(1) 記載にあたっては、楷書ではっきりと書いて下さい。

ただし、住所については住民票、氏名については戸籍簿、土地の表示については全部事項証明書(登記簿謄本)に書いてあるとおりの字体を使用して下さい。

(届出書の内容がそのまま「受理通知書」に反映され、正確な記載がなされていないと登記等が出来ないなどの不都合が生じる恐れがありますので、ご注意下さい。)

(2) その他の注意

(ア) 届出者が経営移譲年金受給者の場合、支給停止の手続きが必要となります。

(イ) 建築物の高さが10m以上の場合、中高層建築物の指導要綱の協定が必要です。

(ウ) 公の道水路を使用する場合は、道水路占用許可が必要です。

(エ) 土地改良事業の受益地の場合は土地改良区に確認・除籍のこと。

(オ) 1000㎡以上の開発行為が伴う場合、開発事前協議申請が必要です。